

# 滋賀県幼児教育振興基本方針策定について

趣旨

- ・平成29年に公示された、幼稚園教育要領等（以下「要領・指針」）では、育みたい資質・能力を「知識及び技能（の基礎）」、「思考力、判断力、表現力等（の基礎）」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で明確化され、「横」のつながりと「縦」のつながりを一層意識することを明示。
- ・幼児教育推進体制をさらに充実するためには、施設類型の違いを越え、幼児教育（※1）の質の向上を一層図ることが必要。
- ・本県では、「滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）」が令和5年12月に策定されたところ。
- ・県内全ての幼児教育施設が、幼児教育の質の向上を図るための基本方針となるものを策定することが必要。  
※1 全ての幼児教育施設で行われている保育や教育を一体的に「幼児教育」と示す。

手続き  
策定

- ・外部有識者や、国公立幼稚園、認定こども園、保育所、小学校等の代表者、行政関係者等で構成される「滋賀県幼児教育推進体制協議会」において意見を頂き、検討したことをもとに策定。
- ・国や県における幼児教育をめぐる様々な状況の変化を踏まえ、必要に応じて見直しの実施。

## 幼児教育における目指す子どもの姿

「心を動かし、自ら考え、夢中になって遊び込む子ども ～子どもをまんやかに、生きる力のねっこを育む～」

### 目指す方向性

#### 1 子どもをまんやかに、子どもに関わる全ての大人が愛情をもって、幼児教育に取り組む

- ・子どもに関わる全ての大人（保護者、地域、保育者・教職員、自治体）が、全ての子どものウェルビーイングを高める観点から、愛情をもって関わり、子どもと共に育っていくことができる体制づくりを構築する。
- ・0歳からのつながりを意識し、県幼児期教育センターと市町が連携し、研修の体系化や内容の充実を図ったり、幼児教育アドバイザーを派遣したりすることで、幼児教育の質を高める。

#### 2 滋賀ならではの環境に関わり、子どもの主体的な遊びを通して、資質・能力を育む

- ・乳幼児期は、主体的に身近な人、もの、こと、滋賀の自然や文化などあらゆる環境に直接関わりながら総合的に学ぶ。園におけるよりよい環境を幼児と共に創造するように努め、「生涯にわたる人格形成の基礎」を培う。
- ・一人ひとりの興味や関心、発達段階に応じた豊かな遊び・活動を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に子どもの資質・能力を育む。

#### 3 持続的・発展的な幼保小接続を通じた保育・教育の充実を目指す

- ・施設類型を問わず、全ての子どもが等しく、また、切れ目なく質の高い学びへ接続できるよう、中学校区における幼保小の円滑な接続を一層推進する。
- ・架け橋期のカリキュラムの検証・改善を図り、持続的・発展的な幼保小接続を進め、保育・授業の質を高めるとともに、子どもの資質・能力をつなぐという幼保小の保育者・教職員の意識を高める。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的で対話的で深い学び」の実現に向け、幼保小の保育者・教職員が「子ども主体の学びのサイクル」の意識を高める。

### 教育大綱基本目標

「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり  
～『三方よし』で幸せ育む滋賀の教育～」

- ・主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくりを目指す。
- ・子ども一人ひとりの幸せや、教職員や家庭等における幸せ、みんなが幸せな地域づくりなど、教育を通じてウェルビーイングの考え方も共通する「三方よし」の幸せの実現を目指す。

### 全体的な方向性

- (1) すべての人が愛情をもって取り組む教育
- (2) 学習者が主体の教育
- (3) 滋賀に学ぶ教育